

第八十章

皇極天皇

(天豊財重日足姬天皇)

神功皇后は「氣長足姫尊」であり、

皇極天皇は「天豊財重日足姬天皇」であつて

この二人の「足姫」は「日本書紀」

の書き出しの「部合」は、非常によく似てゐる

次のように対比される(以下第一表 巻末の「皇室系譜」参照)

「氣長足姫尊(神功皇后)」は、稚日本根子彦

大日日天皇(開化天皇)の曾孫、氣長宿禰王

の女なり。母をば葛城高額媛と曰す。足仲彦

天皇(仲哀天皇)の二年に、立ちて皇后に爲

りたまふ。九年の二月に、足仲彦天皇

筑紫の檀日宮に崩す。皇極天皇は「仲哀天皇」

天豊財重日足姫天皇は「淳中倉太珠敷天皇」

(敏達天皇)の曾孫、押坂彦人大兄皇子の孫

茅渟王の女なり。母をば吉備姫王と曰す。

息長足日廣額天皇(舒明天皇)の二

年に、立ちて皇后に爲りたまふ。十三年の十

→ H5.6.20(日) ④
H9.2.9(日) ④ 4253^P ④ 4252^P

4,263^P

聖名 1328^P
初代神功皇太后(70)

月に、息長足日廣額天皇崩りまゝぬ
とある。

舒明天皇

日本書紀の編者は、意識して、両者の書き
方を一致させたのであろうと思われ。

なお本来二代目の神功皇太后と皇極天皇とを
対応させ、書きこる。 (第一表参照)
たかったのではなかろうか

*

皇極元年(六四二) 一月十五日に、舒明天皇の

皇后は即位された。蘇我臣蝦夷を召しまで通
り大臣とされた。

二月六日に、高麗の使人が難波津に泊った。
二月二十七日に、高麗の使者らは帰途につい

た。(紀)
先述のように、高麗からの使者は舒明十

年の時と違つて、倭国(近畿)へやつてきた
のであろうかと想像される。(第七十九章

へ高麗の使者の項において既述)

④ 4252^P -3/3

*

④ 4268^P 21

70^P におきたおれ お月かろ 推定 ④ 4261^P-3/3 20頁 ④ 4266^P-1/2 20頁
④ 4,266^P-3/210頁

紀F240
4.264P
天乞 57P
改行

かんげつ
元 504
1230

元 222P

なお

神功皇后の再来を思わせる奇跡

同一年(皇極元年)六月から七月にかけて、

大いに日照りが続いた。村人達は、牛馬を殺して

諸の社の神に祈ったり、河伯に祈ったり、

たが、雨乞いの効き目はなかつた。百濟大寺の南の広庭に

佛菩薩の像と四天王の像とを飾って、多くの僧に大雲経を読ませた。

雨雲を呼び寄せようとして大雲経を読ませたのであろう。

二十八月日に、申し詠程度の小雨がパラついたり、二十九日には、雨乞いをあきらめ終

を讀むのを止めた。

*

とはいえ、旱魃は天下の一大事である。

そんな時、皇極天皇は、そつと漂い来る雲

気を感じ取りられたのかも知れない。

*日本各地にすむ日雨蛙(小さなカエル)は、体の表面が湿度に敏感で、繁殖期でないときにも湿度が高くなると活発に鳴くから、雨の予報になるという。(朝日新聞、令和四年六月二十五日付)

おこな 294
麻か

紀下 227

姫 霊ひ

「と237」④4281
4.265 P 1/2 ④4262

なつ 田身 冠 皇極天皇
紀下 241
宇治谷 ④128

二日後の
甲申

八月一日、皇極天皇は、南淵奈良県高市

郡明日香村坂田。かつて等与刀弥々大王が居

た。とさ小たあたり、の河上へおいでになり、

跪いて四方を拝し、天を仰いで祈ら小た。

すると、雷鳴が轟き、大雨が降った。雨は

五日間降り続いて、天下は溥く潤った。

天下の百姓は、俱に稱萬歳び

と云つて讚稱した。(紀)

第437回 坂田寺近傍 皇極天皇

三代 小椋 66
板蓋宮 4284

紀下242
宇台合(下)129
板蓋宮紀下246

紀下246 10行
4,265^{P-3/2}

胡みか
新(下)76 F 13行 大和

は、天下の人々の前で、神功皇后の再来を思
わせる奇跡を起こされたのだった。

因みに述べると、田心はと、財はとがよく似てい
るのは、全くの偶然のことなのであろう。

田心姫は、三代目の神功皇后(天照大
神)と考えられ、

皇極・香明天皇)は、二代目
の神功皇后(天照大神)の生まれかみりである
と考えられ、

ように解される。(第一表参照)

*

飛鳥板蓋宮の造営

同年(皇極元年)九月十九日、皇極天皇は
大臣(蘇我蝦夷)に、

「今月から始めて十二月までの間に、宮室
(飛鳥板蓋宮)を造りたいと思ふ。国々に分
担させ、宮殿の建築用材を伐らせるかよい。

工事 当時 必死! 運せんとす 一つた見ろ 大牙

新城 目次 初稿

筆きより 造りの 方が 確し 易い

想像さ水る。

すほらしいものだった
ということにておきたかっ たのたろう
と

この時期の我が国の都は 小 さくて
みやこ

資材や人材を投入するのは 極力押えるべき
と 考えられたから なるのであろう。

時、 天皇の居処である 宮殿の造営に
て 事業を行なわなければならなかつたこの当

造り、新城(平城宮)建設の爲に大湿原の埋立
祖先の靈を移す爲に 巨大な数多くの墳墓を

天つき
改行

○

万叶集
電下 仲冬 陰曆 11月の 異行
紀下 243 行 上の 10
4,267P

1105 111P
紀下 243 行
#2 下 179
F63.6.29水

紀下 243 3行
1338P

二つの新嘗祭 (大嘗祭)

飛鳥板蓋宮を作り始め、二ヶ月後の、皇極

紀元年十一月丁卯(十六日)条に、こう記されている。

「天皇新嘗御す。是の日、皇太子・大臣、

各自ら新嘗すし

つまり、

13.5 AM 天皇は新嘗祭を行なわれた。是の日、皇子

や大臣もそれぞれ各自ら新嘗の儀式を行なった。

という。(「日本書紀」(F)宇治谷孟、創芸出

版特、一ニ九頁。「日本書紀」(F)井上光貞、

中央公論社、一七九頁参照)「新嘗祭の最初であり

この記事は、代替りの新嘗祭の最初であり

大嘗祭に当るものと考えられている。神祇令では大嘗

祭を仲冬(陰曆十月)下卯とし、もし三の卯がみ水は中卯

をもつて祭日とする、と義解は説明する。

この年十一月には三の卯があつて、丁卯は

中卯に当り、今の定めにひたり合う。

「かーそ水にーても、この文面はー

どことなく異様である。

皇子や大臣が、それぞれ各自ら新嘗の儀を

行なう下ということがある得るのたううか

と疑問視される。

○

令

大上天皇 425 年 3行

紀下243 3行 改行

前記の 4, 268

H11. 10. 28

H5. 6. 23 (水) 6
H9. 2. 9 (甲)

単なる想像でしかないが、あるいは、

皇極天皇と、太上天皇（舒明上皇）とが

それぞれ別々に新嘗祭をとり行なわれた

ということを暗示しているのかも知れない。

もしもそうなら、皇子や、大臣を始めとする

朝臣も二手に別れて、列席したであろう。

皇子、大臣、列席したであろう。

皇子（おほみ）各自ら新嘗す。

と記されたようにも思えるが、

でもなく定かでないことである。

なお、この時の新嘗祭は、皇極天皇が天皇

の位に即いて最初のもの（大嘗祭に当るもの）

であったが、同時に、舒明天皇が太上天皇

の位に即いて最初のものであったともい

えよう。

また、あえて述べると、

皇極元年（天四二）十一月十六日当日、

皇極天皇も舒明上皇も、共に、大和国もしく

はその近傍でそれぞれ日新嘗祭を行なわれた

のであろう。

（大嘗祭）

と観察される。

4224 12行 田村 53

つまり田村皇子

#上下179' 喪葬 1291' 紀下244' 喪と葬式と

4,269P

上皇 = 太上天皇のこと (1070' 上皇) ともいう。 新編 4284' 14~15行

サイト

12-5 AM 太上天皇は

是の日に西の大倭国(肥後国)の小墾田宮
 皇極天皇の喪を祭す。二十一日に、
 息長足日廣額天皇を滑谷岡に葬りまつる。是
 の日に、天皇、小墾田宮に遷移りたまふ。或
 本に云はく、東宮の南の庭の權宮に遷りたま
 ふといふ。あるいは、
 自らの喪葬の儀を行ない、滑谷岡に葬った
 政治一切を皇極天皇に委ね、
 皇極天皇の貞相を以てをも軽くする若
 らは、西の大倭国(肥後国)へ赴こうと
 皇極紀元年十二月条に、こう記す。小てり
 小た天皇となられ、また、
 新嘗祭を終えて、皇極天皇は神々に認めら
 れた天皇となられ、また、
 西の小墾田宮と、東の權宮(仮りの宮)

12
 4232 板蓋 暫く1007 紀F242 飛鳥板蓋宮 9月19日~12月 定か 前坂 神宮御所 4266 4268 10 天つぎ 改行 1564 板蓋 (仮りの宮) 244 紀下 注13
 4265 1/2 4,270 P 4266 P

H5.6.24(申) 4.9.2.9(申)

へと旅立たれ、一方、皇極天皇は、東宮の南の庭の權宮(仮りの宮)へお遷りになられた。

乃、ここに曰く東宮也、皇太子の御殿を指して、このか、東の倭国(大和国)の都を指している。

詳しは分らないが、ともあれ皇極天皇は口權宮へお遷りになつたのであろうと解して見た。

十二月のこの頃、飛鳥の板蓋の新宮は、完成を目前にして、飛鳥の板蓋宮へお遷りになられた。

殿の一部が、飛鳥の板蓋宮へお遷りになつたので、板蓋の新宮が完成するまでの暫くの間だけ、皇極天皇は口權宮でお住まいになられた。

といふことなのかも知れない。

米

一

4,271 1/2

二列二行、四人を周の制とした
諸侯は六佾、六列六行三十六人
大夫は四列四行十六人、士は

是の歳、蘇我大臣蝦夷は、みづからの祖
 先の廟を葛城の高宮（御所市）に立て、八佾
 の儺を行なった
 と解釈されてゐる。
 因みに述べると、
 祖廟も八佾の舞、中国の習俗、八佾は
 八列の意。八佾舞は六十四人の方形の群舞で
 これを行なうのは天子の特権とされ、論語、八
 佾では、卿大夫の季子かこれを行なったことを
 責めてゐる

皇極紀元年是歳条に、こう記されてゐる。
 是歳、蘇我大臣蝦夷、立己祖廟於葛城高
 宮、而為八佾之儺。云々
 とある。
 通常、

皇極元年（六四二）
 八佾の儺
 のことだつたのであらうか。

4カマ108°
 佾
 小林78°
 天子は8x8
 諸侯は6x6

いくまだち 軍立 100P 4,271P-2/2

おうりお 小林 474P 押領 おとこ 紀下 244P 注17 同巻 4277P 14頁

足約 袴を膝下の下に合人体物

次頁から

とリウ。 (「日本書紀」(下) 日本古典文学大系

岩波書店、二四四頁) 注十四「大字典」上田平年「講談社

四〇の文に引き続き「蘇我大臣蝦夷表が、

野麻騰(大和)の忍の広瀬を渡らむ

と 足結手作り 腰作らふも (百濟川)

と、足の紐を結び、腰帯をしめ、身づくろい

することだ

とリウ歌を作ったと記載されている。(皇極紀元年是歳条参照)

・あまり 勇壮な歌だとは思えない

・ところが 現在

へこの歌は、蘇我氏が天下を押領しようとして、

軍立ちを祖廟に祈り、また挙兵の準備

をしていいることを歌ったものであろう

と解されている。(「日本書紀」(下) 日本古典

文学大系、岩波書店、二四四頁、注十七。

「日本書紀」(下) 井上光貞、中央公論社、一八

〇頁参照)

采なおハハは周の首都 洛陽 六六六は周の陪都 洛陽

日本書紀は、後年、蘇我氏を疎ましく思う者達によつて、諸処書き替えられてい

るようである。第11巻は27頁、161頁、162頁、

なるほど、改竄を敢行した者は、その理解

させたいと思つて、蘇我大臣蝦夷か、己の祖先の廟を、蘇我

の持権とされ、蘇我大臣蝦夷か、己の祖先の廟を、蘇我

96 蘇我 1945 2248

4.272

巻4271-1/2 蘇我 210 149

巻4275 12行 あえて

祀(里) 28° (こ)
示(れ)て(る) 次(げ) 行(な)

4,273⁷ - 1/2

次(げ) から

■ 推察(すいさつ)するところ

へ 孝元(こうげん)天皇(てんわう)は、六世紀(むつき)末頃(まつころ)の東(あづま)の天子(てんし)たつたのであろう

と思(おも)われ(る)。 (第一(だいいち)表(ひょう)参照(さんしやう))

□ だが、↑↑↑とて(も)信(しん)じ難(がた)いこと(な)から、

孝元(こうげん)記(き)には、次(つぎ)のよう(な)系譜(けいふ)が

掲(か)げられ(て)い(る)。

大毗古命(おほひこのみこと)

孝元(こうげん)天皇(てんわう) | 少名日子建猪心命(すくなひこたけぬこみこと)

開化(かいけ)天皇(てんわう)

比古布都押之信命(ひこふつおしのみこと) | 建内宿禰(たけうちすくね)

蘇賀石河宿禰(そがのいしかほすくね) | 蘇我臣(そがのみま)

とある。

つまり、

へ 蘇我臣(そがのみま)の祖先(そせん)をたど(っ)てゆくと、孝元(こうげん)天

皇(みかど)に至(いた)る

と(い)う(の)で(あ)る。

前頁

② また、孝元^{こうげん}紀七年二月二日条には、

大房命^{おほむねのみこと}

開化天皇^{かいけん}

倭迹迹姬命^{やまとととひめのみこと}

彦太忍信命^{ひこたしのぶのふみのみこと}

命^{のみこと}か

武内宿禰^{たけのうちすくね}

武内宿禰^{たけのうちすくね}

屋主忍男武雄心^{やぬしおしをたけをこころのみこと}

武内宿禰^{たけのうちすくね}

武内宿禰^{たけのうちすくね}

景行紀三年二月一日条には、

景行天皇は紀伊國に幸して、群の神

祇を祭祀らむとトふるに、吉からず。乃ち

車駕止みぬ。屋主忍男武雄心命一に云はく

武猪心と心いふ。を遣して祭らむ。屋主

忍男武雄心命、詣して阿備の柏原に居て、神

祇を祭祀る。仍りて任むこと九年あり。則

ち紀直が遠祖菟道彦が女影媛を娶りて、武内

宿禰を生ましむ

とある。

このうた記事から察すると、

700天皇——彦太忍信命(幾代続いた

4276¹⁸ 692
紀下512^P 642
50

4271^{1/2}
5186³

4,275^P (2)

642
627¹⁸

紀下210^P 六甲 4220⁹

の廟（たみだつ）を、天皇の直轄領（ちかつかつりょう）である大和六県の一
つ葛城縣（かづらぎのあがた）の高宮（たかみや）（御所市（ごじせ））に立てた。

● 思い返せば、十八年前の推古三十二年十月
一日に、父蘇我馬子は、

葛城縣（かづらぎのあがた）は、元臣（もとやつかひ）が本居（ほんい）なり。一葉（か）はく
は、常に其の縣（あがた）を律りて、臣（つみこ）が封縣（ほうけん）とせむと

欲（ほ）ふ
と奏上（そうじょう）した。しかし、推古天皇はそれをお許（ゆる）
しにならなかつた。

● 今、蘇我大臣（そがのおほおみ）坂巻（さかまき）は、
へ葛城縣（かづらぎのあがた）を所有（しゆりやう）しようとは考えたりなり。

ということを明らかにする為（ため）、天皇の祖先（そせん）
の廟（ひやう）を、あえて葛城縣（かづらぎのあがた）の高宮（たかみや）に立てたの

であらうか。

● そして、その廟（ひやう）に列席（れつせき）された舒明上皇（しゆめいじやう）・皇
極天皇（すくねてん）の前（まへ）で、八佾（やつり）の舞（まい）が舞ゆ水（みづ）たのかも知

水（みづ）なり、
と想像（さうぞう）される。

尚（なほ）五十年（ごじゅうねん）後の
持統紀六年（じとうきねん）（六九二）正月条（じやうげじょう）に、
二十七日（にじゅうしちにち）に、天皇（てん）、高宮（たかみや）に幸（ゆき）す。二十八

日に、天皇（てん）、高宮（たかみや）より至（いた）ります。

4271^{1/2}
797^T

高宮
4272
797

こと

紀小329の
紀下484の
天智天皇女

4276^p

紀下512^p

692
645
47

4275^p 18^p

と記されていゝる。

葛城縣の高宮（わかみょうじょう）和名抄に葛上郡高宮郷とあり、今の奈良県御所市森脇・宮戸（みやと）あたりといふに

蘇我大臣蝦夷（そがのおほい）が立てた祖廟（そびやう）とはハ

倭儀（つらのまひ）か演（えん）じられたことから推察されるように

天皇の祖廟（そびやう）だつたのであろう。

だから、この廟は、皇極天皇の孫にあたる

持統天皇（天智天皇の皇女）にとつても祖先

の廟であつたといえる

察するに、

へ葛城縣の高宮の祖廟は、天下を押領しよ

うとした蘇我氏の祖廟として作られたので

なく、——天皇の祖先の靈を祭るために作

られたものであつた

から、孝徳天皇の大化元年（六四五）に蘇我

氏が亡んでしまつた後も

取り壊されたりせず長らく存続することと

なり、——なんど蘇我氏滅亡四十七年後の

持統六年（六九二）正月二十七日、持統天皇

はこの天皇の祖廟（そびやう）に幸（り）されたのであろう

と想（おも）ひこす。

* 前頁19行

4277P 紀下244P 1217 身支度 2110
 やまとの 野麻騰能 1528P 和 1089P 情景 1089P
 4277P 紀下244P 1217 身支度 2110

太上天皇・蘇我大臣蝦夷
 西の都（小墾田宮）への旅立ち

蘇我大臣蝦夷は、天皇の祖廟へ葛
 田宮へ旅立つことにされたのかも知小な

蘇我大臣蝦夷は、天皇の祖廟へ葛
 田宮へ旅立つことにされたのかも知小な

旅に出る身支度を整え下大和国葛城の忍海
 会我川の広瀬を渡って行こうとしたのではな

後（大和）の忍の広瀬を渡らむと
 足結手作り 腰作らふも 忍の広瀬 あた

手甲脚絆に腰帯をしめ 忍の広瀬 あた

りを渡って行く情景が想われる。

護身の為ばかりでなく 太上天皇を敬護する為にも 武器

は必要不可欠だといえよう。（「広辞苑」へ腰へ他参照）

たけ 嘆く
歎く } 云 1655

こと
4.279P

5 filo 4278
建王 今木の

宇治谷下130
#上 下 180

こと

の王はいない。どうして意の任に悉に封せる
 民を使役するのです。臣
 こうしてたよりに大臣と入鹿臣は人々
 の恨みをあつめ、ついに二人とも滅ぼされ
 ることになつた。

通常、次のように解されている。
 一 国中の百八十にあまる部曲を召使つて、
 雙墓(大小二つの墳墓か) 接したものを生
 前 今来(御所市東南)に造つた。その一
 つを大陵とよんで大臣の墓とし、もう一つを
 小陵とよんで入鹿臣の墓とした。死後を他人
 の勝手に任せたくない、と望んでのことであ
 つた。おまけに、太子の養育料として定めら
 れた部民を、悉く集めて墓の工事に使つた。
 このため上宮大娘姫王は、憤慨して嘆いてい
 る。

一 かしなから、^{ならぬのはが} 又墓かどんなに巨大であつ
 たとしても、それを造るだけのために、^{国中}
 から百八十にあまる部曲を徴発する必要性な
 ど、全く無かつたように解される。

4,280 P

墓 4357 大 265 1341 4278 8 次 11~13行

だいいち、今来（御所市東南）に、それは
どまでの大かかりな雙墓は、見当らないよう
である。

恐らくこの頃、全国から民や、百八十にあ
まる部曲を徴発し、数多くの巨大な天皇陵
の築造工事を大々的に行なっていたのであろう（第一表参照）

時に、蘇我大臣蝦夷および入鹿臣は、
の天皇の陵としてということ、
墓（二つ並んだ墓か）を今来（御所市東南）
に造り、一つを大陵、もう一つを小陵と称し
ていたのではなからうか。

たことだろうか。
とところが、その雙墓は、天皇陵とさ
れないうことになったのかも知れない。

多くの労力を投入して、せつかく造った雙
墓（大陵および小陵）を、そのまま放置する
のはあまりにも心苦しい。

そこで、雙墓のうちの一つを大陵と称し
ていたものを蘇我大臣蝦夷の墓とし、もう一つ
の小陵と称していたものを入鹿臣の墓とし
たのであろうか、などと想像される。

の

の

かまのたみ 4298

2804
津津浦南 1488
4.281

電 構築 工事

紀下 244
#上下 180

くま 615
昔 昔

改訂

蘇我大臣蝦夷・入鹿臣父子は、心傷く
 民の苦役に思いを寄せ、
 死後、墓の造営のために人々を苦勞さ
 せるとのたないように
 と願ったのだ。と更に多くの
 ・これから以降、次から次へ
 陵を作つてゆか
 なければならぬのである。(第一表参照) 蘇我蝦夷と入
 鹿とは、せめて自分達の墓所の構築の為
 さらに人々を苦しませたくなひ、と思つたの
 であらう。

なお、大陵と小陵と称されたと
 古墳は、両方共、意外と小さなものだつたのか
 も知れない。

米

とこのろで、膨大な数の巨大な天皇陵の築造工
 事が、簡単に完了するものではないで
 全

国中の津津浦浦から掻き集めた民や、百八十にあ
 まる部曲をもつア、ア、なお人手が足りな
 かつたに違ひない。

そこで、

こと

金輿 1610
286
1657

憤懣 1982
2831

4.282⁷

紀下 244 未詳
15⁷

こと 4278¹⁵ 15⁷ 15⁷

上宮の乳部(聖徳太子の爲に置か
 れた)の民をも、悉く連れ下り、墓所(天
 皇陵の築造)に従事させた。と推察される。
 是に、上宮大娘姫王(聖徳太子の女、春米
 女王かという)は、憤慨し、
 蘇我臣は、国政をも、ばらにし、無礼な
 ぶるまいが多い。天に二つの太陽がないよう
 に、国に二人の君主はいない。とうとう蘇我
 氏が、かつかつてに、上宮に賜わった民をもことごとく使役するのです。
 と、いつて歎かれたという。
 仁神天皇陵や仁徳天皇陵をはじめとする数
 えきれないほど、多い天皇陵の造営に、
 立てられた人々の間に、憤懣やる方ない怒
 が、込み上げてきたのではなからうか。
 人々は、その「真意」さえ知らされぬ、
 たまただ土を掘り起し、土を運び下り、途轍も無く巨
 大な墳墓を造り続けた。
 御上の爲さぬことは、さっぱり分からな

理由、真意、意味、五五

い。こんなに残つても残つち墓を造つてどう
ようというのだろう

なううか。全(ぜん)国(こく)から集(あつ)めらうか
た(た)民(たみ)や(や)百(ひゃく)八(はち)十(じゅう)

に(に)あ(あ)ま(ま)る(る)前(まへ)曲(まが)庫(くら)は(は)一(いち)つ(つ)果(は)る(る)も(も)知(し)水(みづ)な(な)い(い)
重(じゅう)勞(らう)働(どう)に(に)進(しん)を(を)食(く)い(い)縛(しば)り(り)耐(た)え(え)る(る)か(か)な(な)か(か)つ(つ)た(た)ら(ら)な(な)い(い)

族(ぞく)に(に)禍(わざ)が(が)ふ(ふ)り(り)か(か)か(か)る(る)の(の)で(で)あ(あ)る(る)。

臣(おみ)は(は)人(ひと)々(々)に(に)恨(うら)ま(ま)れ(れ)る(る)一(いち)人(ひと)と(と)も(も)大(おほ)臣(おみ)と(と)入(い)り(り)入(い)り(り)農(のう)に(に)入(い)る(る)人(ひと)と(と)も(も)

減(へ)ぼ(ぼ)さ(さ)れ(れ)る(る)結(け)果(か)に(に)な(な)つ(つ)た(た)の(の)だ(だ)と(と)い(い)つ(つ)た(た)意(い)味(み)な(な)の(の)で(で)

あ(あ)ろ(ろ)う(う)。

*

H5.6.26(日)紀下246P

高麗尋朝
④4259-14
④4269
5-659 4,284P

④4269-16
④4270-29 紀下244P

板蓋宮④4265-32末
④4269-16 ④4253-2/2
天つき改行

高麗入朝

皇極紀二年(六四三)四月二十八日条に、
權宮より移りて飛鳥の板蓋の新宮に幸す

とある。

皇極天皇は、東の倭国(大和国)の東宮
の南の庭の權宮(仮りの宮)に
飛鳥の板蓋の新宮へお移りになつたように
解される。

一方、この当時、太上天皇(舒明上皇)は、

西の大倭国(肥後国)の小墾田宮に

いはその近くに居られたのであろう。

もつとも太上天皇は、表向きの政治、さらに

は外交についても、皇極天皇におまかせになつ

ておられたと思われ(既述)

の使者は、有明海へと入り、

都に小墾田宮に來朝したと察せられる

高麗の突然の、小墾田宮に來朝したと察せられる

④4281-13行
三二

④4253-1/2 紀下246¹

4,285^P 4252^P ④4252¹ 紀下238¹ 紀下238¹

④4252-3/3 45¹ 舒明11年 高麗入朝 紀下246^P

てた築紫大宰は、早馬を馳せて倭国（大和国）の朝廷に奏上した。予れは六月十三日のことであつた。（紀）

倭国（大和国）の群卿達は予れを聞いて、高麗は、舒明天皇の十一年に大倭国（肥後国）の小墾田宮へやつて来て以来、大倭国（肥後国）の小墾田宮を訪問することはなく、昨年（皇極元年）二月には倭国（大和国）の都で貢献したというのに、我が太上天皇が西の都へ行かれたと聞けば、すぐさま西の小墾田宮に来朝する。なんと時勢に敏感なのだろうと導しあつた。

なお、皇極紀二年六月十三日条には、高麗からのミニ数年来の朝貢の事について、次のように記されている。

「筑紫大宰、馳驛して奏して曰さく、高麗、使を遣して来朝さしむとまうす。群卿聞きて、相謂りて曰はく、高麗、己亥の年（舒明十一年）より朝らす。而るを今年朝り

正

④ 4250-3/3 紀F234¹ 4, 286^P

紀F234^P

④ 4252^P
4263^P

といふ(第七十九章)高麗の使者の項に
おいて既述)

*

先に記載したと重複するが、いまいちど
述べることにしよう。先述の通り

なるほど、舒明十一年頃の高麗入朝の事
について、日本書紀に見えない。

しかし、舒明十一年十二月十四日条に、
伊豫温湯宮に幸すしとあつて、

舒明天皇は、東の大和国から、西の大倭
国(肥後国)の小墾田宮へ向う途中、伊豫温
湯宮にお立ち寄りになつたのであろう

と推察される。

舒明天皇は、舒明十一年十二月末頃大倭国
(肥後国)の小墾田宮に着き、翌十二年正月
頃至高麗の使人を饗応されたことであつたろ
うか。

なお、舒明十一年から高麗は朝した

4252-3/3 15